

国保からのお知らせ

国保と交通事故



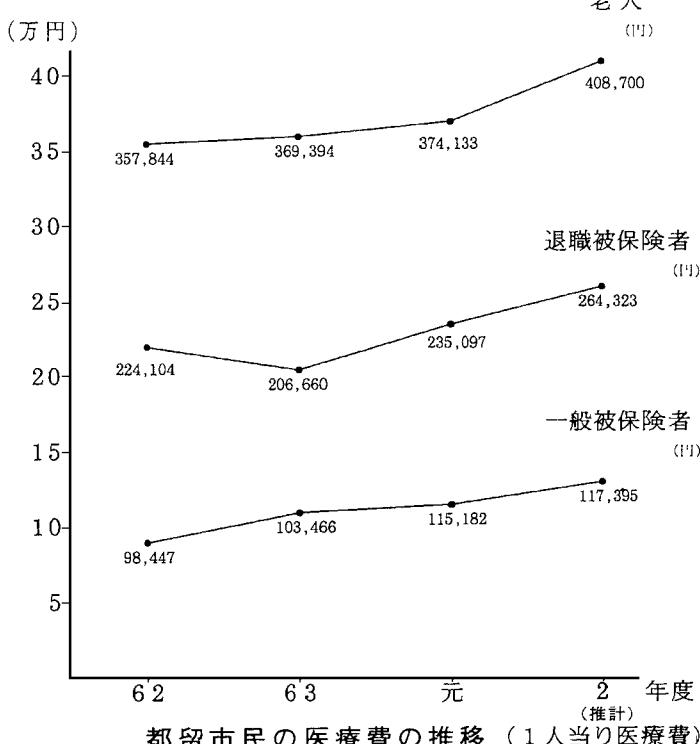
大切な保険証手渡しに！

国保の保険証は、今まで郵送でお届けしておりましたが、一年間使用する大切な保険証ですので、平成三年四月からのものはすべて手渡しとなります。

その際には、今までの保険証と印鑑を必ず持参してください。なお学生・遠隔地の保険証をお持ちの方で、引き続き必要な方は、証明書

明書を併せてお持ちいただきます。
また、国民健康保険法の規定により、特別な理由もなく保険税を滞納しつづけている世帯には、保険証に代えて「資格証明書の交付」となりますので、ご注意願います。

交付の時期・場所等詳細につきましては、三月の広報でお知らせいたします。

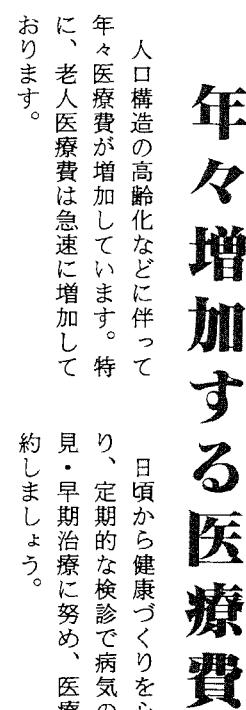


○必ず国保に届け出を
交通事故などにあつたら、警察に届けると同時に、保健環境課国保医療係にも届け出（第三者行為による被害届）をしなければなりません。

○示談は慎重に
加害者と被害者の話し合いがついて、示談を結んでしまうと、あとで国保の請求権が失われるようないかぎり、第三者から傷害を受けた場合は、示談を結ぶまえに必ず、国保へ届け出してください。

○医療費は加害者負担
交通事故などのように、第三者の行為によって障害をうけた場合、その医療費は、被害者に重大な過失のないかぎり、加害者が全額負担するのが原則となっています。

★交通事故にあつたときの注意
①警察に届けると同時に国保担当にも届け出を（示談を結ぶ前に）



日頃から健康づくりを心がけたり、定期的な検診で病気の早期発見・早期治療に努め、医療費を節約しましょう。

②相手を確認・住所・氏名・免許色・名称など
③目撲者へ協力のお願い：事故現場付近に住んでいる人や、通行している人で目撲者がいたら、証言などの協力をお願いしておきましょう。
④自賠責保険の会社、記号、番号などを確認すると共に、任意保険の加入の有無を確認

●損害賠償請求権の代位取得

ません。これは、国保が加害者にあとで立て替えた分を返してもらう、大切な資料となるものです。

届け出により、国保で治療を行っているになりますと、国保から病院へ、治療費の七割または八割分を支払うことになります。この七割または八割を後日、被害者にかわって、国保が加害者へ請求することを代位取得といいます。